

平成28年度 中央区男女共同参画推進委員会（第1回） 会議録

開催日時 場 所	平成28年8月19日（金） 午後2時～午後4時 女性センター 3階 研修室1・2	
出席者	委員	袖井会長・竹信副会長・細谷委員・綱島委員・廣野委員・河本委員・三田委員・渡部委員・松崎委員・篠原委員・石井委員・杉本委員・山本委員・林委員・田中委員
	区側	総務課長 女性センター館長 女性施策推進係長・女性施策推進係員
配付資料	<p>◎会議資料</p> <p>資料 1 中央区男女共同参画行動計画2013 改定の基本的な考え方</p> <p>資料 2 中央区男女共同参画行動計画2013 改定に関わる現況整理</p> <p>資料 3 中央区男女共同参画に関するアンケート調査 調査概要</p> <p>資料 4 中央区男女共同参画に関するアンケート調査（案）</p> <p>資料 5 中央区男女共同参画推進委員会の傍聴手続きについて</p>	
議事概要	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）中央区男女共同参画推進委員の委嘱について</p> <p>（2）会長及び副会長の選任について</p> <p>（3）「中央区男女共同参画行動計画2013」の改定について（諮問）</p> <p>（4）男女共同参画に関するアンケート調査の実施について</p> <p>（5）その他</p> <p>3 閉 会</p>	
委員会経過	別紙のとおり	

委員会の経過（要旨）

1 開 会

2 議 事

(1) 委嘱状の交付

(2) 会長及び副会長の選任について

男女共同参画推進委員会は、委嘱状の交付をさせていただいたが、継続している委員会であり、男女共同参画行動計画 2013 の改定も控えており、引き続き会長を袖井委員、副会長を竹信委員にお願いしたいと思うが、皆様どうか。（拍手）

それでは、会長、副会長が決まったため、これからの議事進行は袖井会長にお願いしたいと思う。

(3) 中央区男女共同参画行動計画 2013 の改定について（諮問）

中央区男女共同参画行動計画 2013 の改定について、資料 1、資料 2 に基づき、基本的な考え方や改定に関わる現況整理を事務局から説明

【主な意見、質疑応答】

委 員：2022 年までの計画であるが、2020 年のオリンピックについて何か入るのか。

事務局：中央区は選手村が建設される予定である。オリンピックについては、区をあげて気運を高めていく。また、その中で、女性の参画について何かあれば検討していきたい。

事務局：選手村は、オリンピックが終わった後、その建物を改装して分譲又は賃貸をして建設コストを回収していく予定である。少なく見積もっても 12,000 人くらいの区民が段階的に増えてくるため、中央区の人口構成に大きな影響を与えるだろう。なおかつ湾岸部では、30 代・40 代の働き盛りが子育て世代が多いため、女性が働いていく際の子育て支援や学校が終わった後のサポートが増えるだろう。そういった人口動向などを示しながら議論を進めていただけると良い。

委 員：どの辺にできるのか。

事務局：晴海である。見本市会場跡地であり、東京湾大華火祭のメイン会場として使っていた。そこに超高層マンションや 14～15 階のものも建つことになる。

委 員：なんらかの形で取り入れていきたい。

委 員：世代交代ではなく、高齢者がもう一度働けるようなシステム、若者とコミュニケーションをとって地域に人口が増えるだけでなく、世代を超えたシステム作りができれば良いのではないかと。

事務局：おっしゃる通りである。中央区については、若い世代の人口流入が目に見えるだけであり高齢者の人口も間違いなく増えていく。高齢者といっても元気な方がおり、働いていただけるような方もいれば、地域活動の中で活躍している貴重な人材もいる。そういったことについても委員会で検討できればと思う。

委 員：資料 2 の 1 ページ、「改めて強調している視点」の中にある「⑤女性に対する暴力の多様化」とは、どういったものか。

事務局：殴るというだけでなく、経済的なもの、精神的なもの、夫婦生活の中で女性が嫌な行為をするなど、今までの暴力を振るうものだけでなく、様々な事情のものが発生しているというところ

で「多様化」としている。

事務局：第4次男女共同参画基本計画では、具体的に新たなツールとしてのソーシャル・ネットワークを使った女性に対する暴力のことである。先ほど法改正の中で説明させていただいたが、リベンジポルノのように一旦拡散してしまうと二度と止められないといった今までとは違った形のICT、ITのツールを介した暴力が例示としては出されている。

(4) 男女共同参画に関するアンケート調査の実施について

男女共同参画に関するアンケート調査の実施について、資料3、資料4に基づき、調査概要や案を事務局から説明

【主な意見、質疑応答】

委員：問29で「男女共同参画」の説明が先にあるのはおかしいのではないか。「女性活躍推進法」もそうであるが。

事務局：「中身まで含めて知っている」というとき、どういう中身か分からないといけないということもあり、周知かたがた記載したらどうかと考えた。

委員：女性活躍推進法も詳しく説明している。

事務局：問25については詳しく説明をすれば、皆が理解したという話になるかと思う。できれば他の国の調査や他の区や自治体の調査と比較できるものがあれば、そちらで考えていけたらと思っている。

委員：同じような質問が内閣府の調査か何かであるのか。

事務局：資料3の3ページ、大項目「女性の活躍推進」にある質問の中で、例えば問24については「男女共同参画に関する世論調査」（平成24年度 内閣府）と同じ調査項目になる。また、問26については、「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成26年度 内閣府）との同じ調査項目とさせていただいた。問28についても同様である。なるべく国の調査と同じようにし、比較ができるような形にしている。

委員：郵送調査をずっとやってきているため良いのかと思うが、前は問題はなかったのか。

事務局：問題はなかった。まず、抽出については、20～24歳のように、5歳刻みで最終的に95～104歳、105歳以上で抽出する。年代が何人いるか割合を算出し、男女比の割合を算出し、割合を基に無作為抽出を行う。もちろん、子育て世代が多くなるのは仕方がないことであるが、他の年代についても同じような割合で抽出していく手法を取っていく。また、区の他の計画が色々あるが、アンケート調査については郵送の無作為抽出をしている。区の世論調査も同様での形態をとらせていただいている。

委員：前回の回収率はいくつか。

事務局：前は37.0%である。通常だと4割台にいくことが多いが、設問数が多く、もっと簡単なものだともっと回収率は高かったりする。

委員：郵送でそれだけあれば高い。

事務局：設問の数が女性の活躍推進の関係と防災の関係があり、設問数が前回と比べ29問から34問へと5つの設問が増えているため厳しいと思うが、調査を行ううえでは答えていただきたい内容である。

委員：督促は1回か。

事務局：その通りである。

委員：前回調査の回答者の性別は女性が6割、男性が4割であるが、アンケートを送る数は男性も女

性も平等で同じなのか。

事務局：その年代の男性と女性の比率に合わせている。

委員：数は同じではないということか。

事務局：同数ではない。このやり方が正しいかは分からないが、今までそのようにやってきたため、ここにきて同じ数にするというのも問題があるのではないかと考えている。

委員：女性の回収率の方が高い。

事務局：それだけ女性の方が熱心ということである。

委員：F2の選択肢では、「14 85歳以上」だが、実際のサンプリングのときはもっと細かくしているということが良いか。

事務局：その通りである。

委員：現計画の24ページに男女比の年齢別人口構成が載っているが、10代後半と50代後半が凹んでいる。これは他に転出してしまうということか。

事務局：次回までに調べる。まず、考えられるのは、10代後半は大学の進学の際にどこか離れたところ、通学に便利なところに引っ越したりする。

事務局：55～59歳は、たぶん推計であるが、第2次ベビーブームの後と次のベビーブームとの狭間である。その年代ではベビーブームが去った後であるため低いというのはあるのかなと思う。

事務局：これは人口分析をしているところに確認するようにする。

委員：全国と比較しないと分からない。

事務局：次回までに確認するようにする。

委員：今回の調査で「配偶者が不在の時、生活面で暮らせるとするか」という質問を削除したと言っていたが要するに、意味のない質問だったということか。

事務局：意味がないというよりも、調査結果を活用できなかったためである。それよりは、設問の数を変えずに介護などの問題にシフトしようという考えである。

委員：資料4の2ページ、3ページのマトリクスになっている質問は回答を忘れる人が多い。あまり良いフォーマットではない。質問数が30いくつだが、一個一個が質問であるため、ばらすと膨大な質問数になる。一個一個が質問であるため、だから普通だったら嫌になってしまう。

事務局：文字を記入するなどの手間をなるべくかけないで、○だけすれば済むような形にしている。

委員：設問数が多い。なるべく時間をかけずに答えられるような方法が良い。回答率にも跳ね返ってくるため、設問数が多いと回答率が下がる。質問数が少ないと良い。

事務局：現計画を策定するときにかけた調査を2012年に実施した。そのときの調査に基づいて、どのように区民の意識が変化したのか探るためには同じ調査項目で比較しないと差が分からない。そのため、本来なら簡素化すべき必要があるかと思うが、ご理解いただきたい。

事務局：昨年度の区政世論調査では、31問で51.4%の回答があった。区政全般であり、興味のあるものもないものもあったかと思うが、こちらは男女共同参画という切り口での30いくつの質問であるため、どれだけ協力していただけるか、なかなか難しいものがある。

委員：選択肢も多く、嫌になってしまう。

事務局：区政世論調査では、区政全般についてであるためもっと質問数が多いが大体半分くらいは回答いただいているということがあるため、男女共同参画でもそれぐらいの回答がいただけると良いと考えている。

委員：最初の方だけして回答して後の方は回答しないということもある。頭の方に厚くなる。

委員：資料4の16ページ、男女共同参画の説明文の中に出てくる「均等」という言葉は「平等」ではないのか。

事務局：この表現は男女共同参画社会基本法という法律の2条のところから持って来ています。確かに「均等」になっている。

委員：「この法律から出てます」と書いてあれば、「均等」で良い。ただ、これは公の意味で解釈したと捉えた「均等」なのかと私は思った。ご検討ください。

事務局：法律上の表現が本当に分かりやすいかは別であるため、分かりやすい表現がないか確認させていただく。

委員：一般の人が答えるわけであるため。

事務局：その通りである。

委員：これは男女共同参画社会基本法を作るときに「平等」という言葉がを嫌って、「結果を出す」というのが「平等」のイメージであり、「均等」は「入り口を一緒にする」という考えがあったように思う。

事務局：「平等」と使った方が分かりやすいか。

委員：法律ではそう書いてある。「～法では」と書いてあるなら良い。

委員：他にあるか。

委員：資料4の17ページ、問33の選択肢5の中の「親密な男女」とあるが、これはどういう意味か。好ましくない感じがある。

事務局：この文言は子育て支援課でDV相談をしており、そこからいただいた文言である。福祉保健のセクションではこういった表記をしている。

委員：家族というと狭くなるため、親密圏というとデートDVも入る。「親しい」なら良いか。

事務局：福祉保健部門と協議をして齟齬はないかどうか確認する。

委員：問33の選択肢8の中の「女性の就活支援」は、「女性の再就職支援」の方が分かりやすいのではないか。

事務局：そのようにする。

委員：女性センターという名称はそろそろやめたらどうか。

事務局：条例との関係もあり、条例の改正と合わせて検討しなければならないため、この計画の改定とは別の機会に検討させていただく。

委員：「女性センター」の名称をつけていることを前向きに評価する意見もある。当初はあえて「女性」を前面に押し出すという意見だった。

事務局：委員会の中で計画の内容の中に名称の検討までは入れられるかもしれないが、改称までは難しい。

委員：「男女共同参画センター」としたときに、ただの貸し館みたいになるのにはすごく不安がある。

委員：前の委員に若いお父さんがいて、来にくいと言っていた。

委員：確かに行き場のない男性は多い。家庭にもいられないとか、地域にもなじめていないとか。図書館はわりと行きやすく、それと同じような機能がどこかにある必要はあるが、センターがそれを担う必要はないのではないか。

委員：検討課題ということで、他に何かあるか。

委員：調査票についてご意見がある場合はいつまでに連絡をすれば良いのか。

事務局：1週間以内、来週の金曜日ぐらいまでに女性施策推進係にご連絡いただけると良い。

委員：資料4の5ページ、問7の質問文中の「普段」とは、現在介護中の人のことか。過去のことは聞けないのか。

事務局：過去のことについて含める場合、設問をいくつか用意する必要がある。現在というところを「普段」という表現にしている。

事務局：「普段」を「現在」と修正する。

委員：本当は段階的に聞きたいが増やせない。

事務局：現在行っている人が問7-1に行く。ここは、「普段」を削除する。

委員：資料4の15ページ、問28の選択肢8「男性の家事・育児などへの参加が増える」は、「男性」を入れ替え、「家事・育児などへの男性の参加が増える」の方が良いのではないかと。また、17ページ問33の選択肢13「男性の家庭・地域への参画の促進」も「家庭・地域への男性の参加の促進」の方が良いのではないかと。

(5) その他について

中央区男女共同参画推進委員会の傍聴手続きについて事務局より、資料5を説明

【主な意見、質疑応答】

委員：傍聴手続き等は、他の委員会と同じか。

事務局：傍聴人の定員は多少異なるが、他は同じである。

委員：第3条の三「異様な服装をしている者」とは何か。

事務局：水着や露出が多いなど。また、タトゥーなどもファッションと言われればそれまでであるが、日本の風土ではあまり良いものではないというところもある。この辺は運用の中で判断させていただければと思う。

事務局：ホームレスが入ってくる可能性もある。

委員：そこは大事だったりする。意識の高いホームレスの方もいて難しいところである。「異様な服装」は主観的であるため、他のもので代替できるのであればなくても良いのではないかと。

事務局：これまで経験がないため、実際には運用の中で判断させていただければと思う。

委員：一、二、四、五、六項は明らかに議事妨害や危険を感じさせるため困るが、三項は人を排除するのに使われてしまう。もっとニュートラルな主観性を排するものが良い。何をもって「異様」とするのは、少し不安がある。今後の検討課題としてほしい。

事務局：そういう方がいたら事前に話して判断する。

委員：時代によって変わるため大変である。

委員：こちらが困ったときに使えるかもしれない。

事務局：臭いなど他の方が迷惑になるときもあるかと思う。

事務局：六項の「迷惑」で対応できる。

委員：服装も六項で対応できる。

委員：服装で思い出すのは、フランスでは政教分離で宗教的な服装では入れない。日本は比較的寛容であるが、今後は服装については敏感になった方が良い。

委員：他に何かあるか。(意見なし)

委員：次回の委員会から、傍聴の手続きを開始する。

3 閉会